

# 医薬品使用の介助

## ◆解釈通知から読み取れる実施条件

- ・在宅で容態が安定している。
- ・副作用の危険性や投薬量の調整のため、医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要ではない。
- ・内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用方法そのものについての専門的な配慮が必要ではない。

※これらを満たしているかどうか、医師、歯科医師、看護職員が確認する。その上で、医師、歯科医師、看護職員から、利用者や家族にホームヘルパーによる介助ができるという説明がされ、その説明を受けた利用者や家族が具体的な依頼をした場合に使用できる。

- ・医師、歯科医師の処方に基づく医薬品である。
- ・薬剤師による服薬指導、看護職員の保健指導・助言を得ての介助である。

医薬品使用の介助を、なぜこのように大変であるのかととらえる人もいると思うが、医療機関で看護職が与薬を行う場合には、次のような前提条件<sup>3)</sup>で実施できるように教育されている。

### 〈看護職が与薬を行う場合の前提条件〉

- ・予薬を指示されている患者の状態を知っていなければならない。
- ・指示された薬を知っていなければならない。
- ・なぜその患者に与薬されるのか、その患者に期待される治療効果は何かを知っている。
- ・与薬に期待する治療効果が出るため、その患者に必要なほかの看護（栄養、排泄、休息、清潔など）は何かを考え、同時に実施する。
- ・その患者に副作用が出ないように、また副作用を軽くするための看護ケアを予測して看護する。
- ・最も多い医療事故は与薬に関する事故である。誤薬に注意し、患者の安全を守るため、与薬に関する事故がどのような場面で起こるか、日頃から情報を得る。
- ・薬の保管は種類別に、その薬に合った方法で行う。特に劇薬、毒薬、覚醒剤、麻薬は厳重に保管する。
- ・薬については患者にその都度説明し、患者の疑問や不安にはいつでも答える。
- ・薬は日々進歩しているので勉強を怠らない。
- ・副作用が危険な薬が与薬される時は、異常を予測して備える。また、与薬によって異常が起きた場合は、直ちに医師に連絡し、同時に適切な対応をする。

## 1) 皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）

### ◆目的

皮膚の病変部に直接薬剤を塗布して治療する（白癬の治療、消炎、鎮痒などさまざまである）。